

1253年グロステストの *Gravamina*

朝 治 啓 三

はじめに

教皇権の絶頂期を体現するイノセント3世が召集した、第4回ラテラン公会議(1215年11月)の決議(カノン)をイングランド教会に適用するために、それ以後、イングランド高位聖職者は司教管区ごとにシノッド(教会会議 Synods)を開催し、管区内聖職者共通意志として会議決定事項 Statutes か、或いは司教憲章 Constitutions を決定し公付した。最初のイングランド全体のカウンシル(教会会議 Councils)は1222年のオクスフォード教会会議であり、それ以後毎年というわけではないが、頻繁に開催された。召集者はカンタベリあるいはヨーク大司教であり、開催場所は固定されず、それぞれの司教管内の主要都市であった¹⁾。司教はそれぞれの管区に適用されるべき Statutes あるいは Constitutions を独自に決定し、管区内の聖職者組織を通じて小教区内の信徒の司牧に役立つように配慮した。このようにしてローマにいる教皇と枢機卿が決めた信仰上の決定が、西欧カトリック圏内のすべての信徒に伝えられるものと想定されていた。その際、新たに組織された托鉢修道会士がイノセントと次の教皇ホノリウス3世によって活用されたことは言うまでもない²⁾。

イングランドの司教のうち、ラテラン公会議以後に最初に司教管区教会会議 Synod で Statutes (1219) を決定交付したのは、ウスタ司教 William de Blois であるが、ギップズとラングによれば、その後の司教たちの Statutes, Constitutions 制定に最も大きな影響を与えたのはソールズベリ司教リチャード・ル・プールの Statutes (1219) である³⁾。1235年リンカン司教に選出されたロバート・グロステストは1253年の死に至るまで、一貫してイングランドに

おけるカトリック信仰の信徒への浸透に尽くした。彼の著作は神学にとどまらず、自然科学、家政学、アリストテレス注釈などに及び、ラテン語、ギリシャ語を含む複数言語に通暁していたと言われる。教皇庁の教義を管区内の信徒に伝えるだけでなく、彼自身の神学に基づいて、他の司教の著作や発言そして行為に言及し、教皇イノセント4世の言動を批判することも厭わなかった。管区行政に関する日常的業務のために書かれた文書のほか、管区内巡察を通じて得た情報への言及を含む文書を残し、国王ヘンリ3世やその妃、またレスタ伯シモン・ド・モンフォールとその妻で王の妹であるエレアノールへの書簡、フランシス会修道士アダム・マーシュらとの意見のやり取りなど、非常に多くの文書を残した⁴⁾。

その中で1253年1月に開かれたカンタベリ大司教管区教会会議カウンスル(ロンドン)における、国王ヘンリ3世に抗議した聖職者の不満状は、グロステストが書いたか、或いは彼の日ごろの主張に基づいて書かれたと言われている⁵⁾。聖職者の会議において世俗権力者に対する不満が述べられたことから分かるように、その不満状の中では、教会や聖職者の特権に対する世俗権力者の侵害、教会裁判権と世俗裁判権の管轄問題、世俗権力者による教会財産への侵害、十字軍に伴う聖職者への課税などの聖俗間の諸問題が扱われている。この史料を分析することによって我々は、13世紀半ばにおける、世俗権力と教会との関係について、従来よりは明確なイメージを描けるかもしれない。

イングランドの聖職者による会議が、国王の政治に対して団体として抗議したのは1253年が最初という訳ではない。シノッド Synods やカウンスル Councils など聖職者による会議がいつから始まったのかについては、その会議の記録簿が存在しないので不明である。年代記や司教座の記録に散見される会議の記録を抜粋、収集した文書集である、*Councils and Synods* がパウイクとチーニーによって編まれた結果、ある程度網羅的に知ることが出来るようになった。それによれば、グロステストがリンカン司教になった1235年以後では、教皇特使オットが来英した1237年に開かれた教会会議以後に、カンタベリ

とヨークそれぞれの大司教管区単位で、或いは両管区合同で教会会議が断続的に開かれ⁶⁾、その場では国王の政策に対する批判が不断に取り上げられ、公式声明が出された。グロステストもそれらの会議に参加して不満を述べると同時に、自らの書簡やリンカン司教管区内の聖職者宛て文書の中で、国王による教会特権への侵食を非難した。1239年、1250年、1252年の不満状は研究者には良く知られている⁷⁾。1253年10月にグロステストが亡くなると、彼の思想の影響を受けた人々が世俗権力による教会特権侵奪を批判する事例は続くが、高位聖職者の間に分裂が生じ、国王の政策を支持する司教が現れて、1265年シモン・ド・モンフォールの死後には、会議体としての教会会議の性格は変化する⁸⁾。

1253年の教会会議によるヘンリ3世の政治に対する批判は、したがって、グロステストが死の直前に行った世俗権力批判である。教皇の権威の絶頂期における、教会と国家の関係を示す重大事件であったといえよう。以下、事件の経過をたどり、史料を解読する。先行研究を検討して論点を抽出し、史料に表わされたグロステストの神学に基づく世界観の中での、イングランド国制の位置づけについて、立ち入って考察する。

I 1253年の出来事

『ウォリングフォード年代記』によれば、1253年1月にイングランド教会会議において、国王への不満状が作成された過程は次のように説明されている⁹⁾。

1月13日ロンドンでのカンタベリー大司教管区司教集會が開かれ、イングランドの多くの司教が出席した。その時ウィンザーに居た国王ヘンリ3世は、彼の異父兄弟エイマ Aymer de Lusignan ウィンチェスタ司教選任者の部下が、大司教ボニフェイスの部下に対して犯した傷害事件に関して、司教たちに対して、両聖職者の間で成立した和解を有効に配慮すると知らしめた。それゆえ司教たちは和解問題が十分に改善されるように注意を払うことにした。そのうえで、国王は次のように約束した。「両者が和平に配慮するなら、自分に処罰の責任があり、自分は司教からのしかるべき対処を記憶する」と。司教はさらに

困難な問題、すなわち王への貢納譲与について長く会議をした。その結果司教らは、課税としてではなく、献金として同意するが、王による聖職者への抑圧を解決し証書によって確認するならと条件を付けた。ヘンリはこれに好意的に応え、「司教が会議で不満の条々を決めてうちうちに差し出すなら、自分はすべて解決する」と述べた¹⁰⁾。

この中で、国王が司教に要求した課税については『バートン年代記』に言及されており、1250年3月ヘンリの十字軍宣誓に伴って、教皇から認められた聖職者課税のことである¹¹⁾。付け加えれば、国王は教会会議に出席し、発言するよう二人の使者を派遣していた¹²⁾。国王が聖職者に課税し得るのは教皇の許可を得たうえでのことであるが、ヘンリはそれ以外に十字軍遠征費用として献金aidをイングランドの聖職者に要求していた。聖職者はこれに反対した¹³⁾。1251年に教皇イノセント4世が、十字軍課税を当初の2年間から3年間へと延長すると、イングランドの司教宛に教書を送った。司教たちが新たな賦課に対しては新たな同意が必要とみなしたので、ヘンリは1251年3月にレディングでの教会会議で教皇の意思を司教たちに披露した。司教たちは強く反対し¹⁴⁾、教会会議での同意が先行するべきであると主張した¹⁵⁾。1252年4月のカンタベリとヨーク大司教管区合同のロンドンでの教会会議において、再度課税反対が決議された¹⁶⁾。同年10月ヘンリは妥協を図り、課税でなく献金を依頼した。司教たちは、前例としないという条件付きで献金に同意したが、ヘンリはこの条件を拒否した。その結果司教は決定を先に延ばした¹⁷⁾。その論議のため開かれたのが1253年1月の教会会議 Council である。司教は献金に同意する条件として、国王から司教への「抑圧」を国王が解決することを提案した¹⁸⁾。年代記によれば、ヘンリは「司教が『不満の条々』をうちうちに伝えれば、‘共通の助言’に基づいて是正するであろう」と述べた¹⁹⁾。

ヘンリが述べた司教たちの「不満の条々」は、司教会議において作られたものが、その後国王へ提出されたのであろうが、具体的日時は不明である²⁰⁾。ヘンリはその中で述べられた不満の一つに即座に反応した。すなわち1月28日へ

ンリは「不満の条々」の中でグロステスト自身の不満を述べたと思われる事項について、グロステストに科していた罰金100ポンドを免除したのである²¹⁾。このことから上記の「不満の条々」はグロステストによって作成されたと思なされている。不満状は公文書としては残らず、バートン年代記に記録され、その他の年代記にも複写された²²⁾。年代記所収の史料の冒頭には、「グロステストによって作成された」と書かれている²³⁾。17項目からなる。その内容はグロステストの書簡の内容に近似する²⁴⁾。

ヘンリから司教のそれ以外の不満への回答はこれまで知られていなかったが、カーペンターが新史料を発見した。それによれば、「カンタベリ大司教とその属司教たちからのロルを財務府に送る。余のみでは回答できないので、余の弟リチャードとその他の世俗諸侯と財務府役人とで話し合い、協議してもらいたい。イースターの15日後にウェストミンスターで会合することになっている。その要求書は余と、王国、臣下の状態にかかわる。どう決定すればよいかを(協議されたい)。マートンにて、2月10日。治世37年目」とある²⁵⁾。司教たちの協議の結果生み出された不満に対して、「王国、臣下の状態に関わる」ので世俗権力者たちも協議して回答したのである。これを受けて、1253年5月4日から13日にかけてウェストミンスターで大会議(パラメント)が開かれて、ヘンリが1252年以来求めていた、聖職者から国王への十分の一税問題が、その場で決着した²⁶⁾。

長い議論の末、司教たちは十分の一税を拒否するが、代わりに献金することで王と妥協した。1月に国王に提出された不満の条々で意図されていた聖職者の要求への回答は、期待外れの結果であった²⁷⁾。国王が譲歩したのは、5月13日にウェストミンスター・ホールでカンタベリ大司教ボンフェイスによって宣言された、王国の古くからの慣習とマグナ・カルタに対する違反者と教会特権蹂躪者への破門宣告に、同意した点のみである²⁸⁾。但しヘンリは「国王の権利を留保して」という条件を付け、自らは聖職者ではないことを強調したうえで、同意した²⁹⁾。世俗権力者が教会の特権を承認した³⁰⁾。

それだけではない。翌1254年には教皇イノセント4世がこのことを確認した³¹⁾。次の教皇アレクサンダー4世も1256年11月8日に確認した³²⁾。教皇はロンドンとリンカンのDeanに公表を命じている³³⁾。ボニフェイスの後継3人のカンタベリ大司教たちも破門宣告の警告を出している³⁴⁾。そのほか、シモン・ド・モンフォールが国政の実権を掌握していた1265年5月14日にも再確認されている³⁵⁾。国王が、イングランドの慣習と大憲章に違反する者と、教会の特権を蹂躪する者に対して、教会が破門を宣告することを、聖職者や世俗諸侯と共に大聖堂での儀式を通じて同意したことには、いかなる意味があるのか。この課題を解明するため、まず1253年の不満状の文言を検討しよう。

II 1253年の *Gravamina*

不満状の原文は保存されてはならず、写しが『バートン修道院年代記』に残されている³⁶⁾。全体を引用すると長くなるので、抄訳を掲げる。

以下の条々は、リンカン司教ロバート・グロステスト猊下により、前述の不満について作成された。教会の特権に対してイングランド王国に於いて国王陛下によってなされてきたことへの不満である。

1. 聖書とカノン法の規定によれば司教の権威は世俗権力者に勝るので、下位者が上位者を裁くことはあり得ない。しかるに国王は教会人を彼の個人的行為について回答させ判決するべく、世俗法廷へ召喚して有罪宣告してきた。王の裁判権行使は神の法と自然法に反している。
2. 王は世俗諸侯に、彼らの法廷へ、司教がその品格にかかわる行為について判決されるべく出頭させている。
3. 司教の霊的行為、司教権限にのみ属す行為について、国王法廷で答弁させるべく司教を召喚している。
4. 品格にかかわるトレスパス *transgressionibus personalibus* に関して、既に判決を受けた罰金を世俗法廷で司教に支払うように、バロンを通じて司教に強制している。教会の権限は世俗のそれに勝っており、世俗裁判権か

ら免れており、それは教会の特権であるので、国王の侵害は教会の威厳への損傷である。

5. 遺言検認は国王が自由意思で承認した司教の自由権限であるが、国王は司教の遺言検認執行者がその財産の自由な管理権を持つことを侵害している。将来的には教会の被造物を攪乱することであり、それは聖物冒瀆に当たる。
6. 空位司教座、修道院長職の管理権は世俗権限から独立しているはずだが、国王が空位期にその財産を侵害し、その地のテナントをタリッジで苦しめている。
7. 遺言検認と結婚に関する訴訟のほか、信仰義務違反、偽証、十分の一税など、聖職者への義務金訴訟は教会法廷に属すが、王はそれらの教会法廷での訴訟を、禁止令状 *sub colore prohibitionis placiti* で妨害している。大いなる靈魂の損傷である。
8. 司教の信徒巡察は司牧・救済義務であり、巡察時の信徒の宣誓は必須だが、国王は俗人が宣誓することを禁じている。司牧職の転覆にあたり、靈魂の損失である。
9. 救霊のための聖職叙任や司牧の実践は聖書やカノンに従って自由でなければならず、強制されてはならない。適格者のみ聖職叙任されるはずであるのに、王は暴力や脅しを使う追従者を聖職推挙するよう、推挙権者や宛行権者を強いてきた。神の命令により自由であるべき者を奴隷化し、司牧者を無視している。
10. 司祭叙任は司教の権限だが、国王が司祭代理を設置している。
11. 聖書によれば良き王は父の愛をもって従属者の世話をすべきであるが、国王は修道院を巡回訪問し、接待を要求して大いに負担をかけ、その地の院長から要請されたことを実行せず、司牧を妨害している。
12. 俗人法廷でパトロン権に関する事案を判決することは、司教のパトロン権を俗人が侵害することであり、聖なるカノンに敵対している。こうして国

王が教会の権限を侵害している。

13. 国王はカノンが定めた教会の所有物を、聖なるカノンに敵対して略奪している。
 14. 国王は司教に従う聖職者を世俗の犯罪の咎で捉えるが、教会法廷へと委ねていない。捕えられた聖職者が投獄によって俗人に管理され拷問を受けている。教会法廷への移送のためには100ポンドの罰金を巡回裁判官に支払うよう司教に強いている。
 15. 司教が信徒を破門して、国王に通達し、国王がシェリフに破門を実行するよう令状を發布しても、多くのシェリフがその命令を無視している。教会統治の法への損傷である。
 16. 世俗諸侯の代官が司祭やクラークを姦通罪や買淫で世俗法廷へ拘引して裁判し、彼らから憐憫罰の罰金を略取している。
 17. 国王にふさわしいことは威厳と慈悲深さと平穏さによって従属者を支配し、彼らが平和を享受できるようにするとであるが、王は平和と安寧のために王国に与えた特許状を、まったくあるいは僅かしか遵守していない。ここでは文言から読み取れることのみ、簡条書きにしておこう。
- ①年代記によれば、ヘンリは教会会議に対して、不満の条々を述べれば、王が解決すると約束したというが、ここで述べられた不満とは、国王や諸侯による教会特権への侵害が多数を占めている。
 - ②第17項で述べられた「国王が与えた特許状」とはマグナ・カルタのことであろう。1239年の司教から国王への不満状提出の時にもマグナ・カルタへの言及がある。
 - ③それぞれの不満は、1215年の第4回ラテラン公会議の決議であるカノンと、大なり小なり関連しているので、司教たちは教皇の権威に基づいて、教会特権を国王や世俗権力者に対して主張していると言える³⁷⁾。
 - ④1253年1月の教会会議のもう一つのテーマであった、カンタベリ大司教とウィンチェスタ司教選任者との領地争いに関しては、不満が述べられていない。

- ⑤教会や聖職者の特権と司教が述べている内容は、教会や聖職者がこの年度までに獲得していた世俗財産に関する既得権であるとか、慣習であるとかの具体的な言及ではない。

Ⅲ 研究史

次にこの「不満の条々」に言及した先行研究を順に検討し、論点を検出しよう。古くは19世紀にも、ルアード(1861年)やステイブンスン(1899年)がマシュー・パリスの年代記に基づいて、1253年の不満状に言及しているが、その歴史的意義については述べられていない³⁸⁾。

20世紀に入ってからスミスはやはりマシュー・パリスを引用して、司教たちからの不満状に対して、ヘンリが「カンタベリ大司教、ヨーク大司教、ソールズベリ司教、カーライル司教を推挙したのは自分であり、エイマをウィンチェスタ司教に選出するよう付属小修道院修道士たちに選出させた」³⁹⁾と、自分の恩顧政策を自慢した例を挙げ、司教が自由選挙を求めたことに国王が反論したことを挙げて、世俗権力が教会特権を侵害したことを示唆するのみである。

ギップズとラングは、1215年のラテラン公会議のカノンが、イングランド教会の改革に与えた影響を、司教の個人業績を網羅的に調査する方法で解明しようとした⁴⁰⁾。1235年から1253年まで、聖エドモンド大司教とグロステストの時代に司教たちが積極的に改革に取り組んだが、教皇イノセント4世と結んだ国王ヘンリ3世の世俗化政策に敗れたと結論し、1253年は司教による改革の最終段階とみなしている⁴¹⁾。彼女らの分析によれば、聖職者によるイングランド教会改革が、1215年ラテラン公会議以後取り組まれたが、国王は世俗化政策をとって、改革に敵対した結果、改革は1253年に事実上終わったとみなされている。

パウイクは、グロステストの神学を知るうえで1253年の不満状の重要性を述べつつも、「ここではその詳細を述べることはできない」と述べ、バートン年

代記の2か所を引用するのみである⁴²⁾。広い意味では教会対国王の図式で捉えている。

ウィリアムスは1253年の教会会議については触れていないが、教皇特使オットが来英し滞在した1237～41年の間に開かれた教会会議総てについて、教皇が特使派遣を通じてイングランド教会に課していた、ラテラン公会議決議の導入とその結果を、例を挙げて分析した。1239～40年の教会会議で司教たちが教皇の提案した聖職者課税を契機に、教皇庁と国王ヘンリ3世の政策に対して不満状を作成した。その内容を分析して次のような結論を得た。すなわち、国王ヘンリとイングランド聖職者との関係、聖職者とバロンの連携、国家 state と教会 church の闘争、教皇の位置づけ、役割などである。注目すべき例は、ウィンチェスタ司教位の後継者としてヘンリが異父兄弟を推していたことに、付属修道院の修道士が反発する紛争があったが⁴³⁾、教皇も特使も職権による介入をしなかったという指摘である。またロンドンでの滞在先であるダラム司教館において、特使独自の裁判を行った。ヘンリはこれに対して、Simon Langton を通じて、「特使の権威は保証するが、高位聖職者が国王の権利や要求に介入することは為されてはならない。」と警告した⁴⁴⁾。オットは教皇庁が意図したイングランド教会内の制度や聖職者の倫理の改革に関する特使規定 constitutions を公表しているが、グロステストからは、特使自身による事実上のネポティズム実行を批判されている⁴⁵⁾。1240年の不満状はその後、1253年の不満状にも取り入れられた項目を含むので、イングランドの高位聖職者たちが、特使の権威によって、国王による教会特権への侵害（司教選挙への介入や教会裁判権の自立性への非難など）を是正させ得るものとみなしていた可能性があることを、ウィリアムス説は主張している⁴⁶⁾。すなわちグロステストはヘンリによる教会特権侵害を、教皇の権威で是正させようとしたが、ヘンリは教皇による聖職者課税の許しを得ていることを背景にしてこれに敵対したという図式を読み取り得る。

ジョーンズは、1237年から1399年までに、イングランド聖職者が国王に対し

て表明した不満 *gravamina* を個別に検討した。教会側の不満は国王役人による教会裁判権への侵蝕に対するものであり、カノン法裁判へ介入した俗人に対して、破門を宣告して、教会や聖職者の特権を強化しようとしたと結論している⁴⁷⁾。ジョーンズ論文の力点は司教と俗人権力者との、教会特権をめぐる政治的駆け引きに置かれ、1258年にバロンたちが国王の政策に反対して起こした国制改革運動においては、司教たちは国王による教会裁判権介入に反対していたにも拘わらず、必ずしもバロン側にはつかなかったと指摘している⁴⁸⁾。1253年の不満状については、その第1, 2, 3, 4, 14項が、1237年(ジョーンズは実際には1239年説を採る)の不満状の第1, 11, 14項に相当するとみなして、いずれもグロステスト自身か、彼の影響下にある人物によって書かれたとみなしている⁴⁹⁾。特に1237年の不満状にも登場する、国王のいわゆる Prohibition 令状 (Quare non admisit) と、十分の一税への世俗権による介入に対する不満⁵⁰⁾から判断して、司教たちの不満から読み取れるのは、教会裁判権と世俗裁判権との境界線をどこに引くのかをめぐる政治的争いであったとみなしている⁵¹⁾。すなわち第5項(遺言検認権)、第9, 10項(聖職推挙権)、第15, 16項(国王令状での教会裁判権侵害)をめぐる争いである。

グレイ(1968年)は、1253年にグロステストが作成した不満状に対して、国王ヘンリがとった態度のうち、同年5月のパーラメントで、「聖俗諸侯とともにマグナ・カルタ違反者へ破門宣告するという誓約を行った」という事例を取り上げ、「イングランド教会をマグナ・カルタの監視者とすることによって、そしてその結果、神の審判を究極のものとすることによって、世俗法としてのマグナ・カルタに違反する者を取り締まるという試みが、成功したのか否かを検証する」ことを目的とする⁵²⁾。この問いに対するグレイの回答は「否」である。その理由は、1214年以来イングランド国王は教皇の封臣であり、封主の許可なく国王としての自己の権利を手放し得ないからである、というものである。確かにヘンリは53年の時には、「破門宣告の交付には自分が持つ王国と王冠の威厳と権利を留保して」との但し書きを付けた⁵³⁾。この論理を理解するに

は注意が必要である。教皇とヘンリとの間には封主封臣関係が存在するが、その封臣であるヘンリの国王としての権利が教皇に由来するものであるのかは疑わしい。史料を読むと、破門の対象となる侵害行為 trespass には、マグナ・カルタだけでなく、教会の特権 *ecclesiasticas libertates* やイングランド王国の古くからの慣習 *libertas consuetudines* も含まれている⁵⁴⁾。このうち前者は同年1月の不満状に記されていた文言でもあり、ヘンリはこの宣誓でグロステストの不满に回答したと言える。言い換えれば、国王は教会特権を、差し押さえや政治的処罰といった世俗手続きによってではなく、破門という宗教的戒めを念頭に置いて順守することを約束した。その意味では、グレイの「否」という回答は当たっていない。

ストーリー(1991年)は、教会会議を召集したのは聖職者か国王かを問う⁵⁵⁾。形式的には大司教や教皇特使であるが、それは国王の示唆があつてのことではないかという例を挙げる。1251年カンタベリ大司教ボニフェイスが7月19日に、レディングでの教会会議 *convocation* を召集した。しかし同時期にヘンリはこれを妨げる意図をもって、8月22日に聖界諸侯つまり司教や大修道院長をロンドンでの大会議へ召集した。結局ヘンリの妨害を押し切ってレディングで教会会議が開かれた。議題は教皇によるシチリア十字軍のための聖職者課税を、国王による聖職者への抑圧とみなすこと、同時に国王による教会特権への抑圧に対して不満を述べることであった。ストーリーによれば、1237年から8回の特使による教会会議召集を除けば⁵⁶⁾、イングランド聖職者が召集した教会会議はこれが最初の例であるという。

1251年に聖職者が国王に抵抗して教会会議を開催した際、その主導権をとつたのはグロステストであるとみなされている。グロステストは世俗権力による教会特権への侵害を不満として、司教就任の1235年以来リンカン司教管内で議論しており⁵⁷⁾、1239年の特使が召集した教会会議で29項目の不满状を特使宛に提出した⁵⁸⁾。特使はヘンリがマグナ・カルタを承認したことを根拠に、違反者を破門すると宣言した。グロステストの不满状の根拠はここにあるとみなさ

れる⁵⁹⁾。1253年の不満状については、ストーリーはその内容よりも、国王に教会特権侵害者を破門にするという宣誓を、司教がさせた点を強調している。いずれにせよストーリーは、ヘンリが教会会議を自己の政治目的のために利用し⁶⁰⁾、司教たちは教会特権を守るために国王に抵抗していたとみなしている。

20世紀末までの以上の研究史をたどった結果、どの論者も司教たちの教会改革運動に対して、世俗権力者は協力せず、むしろ教会特権の伸長は世俗権への侵害であるとなし、裁判権管轄の境界線を世俗側に有利にしようとしていたとみなしていることが分かる。もう一つの特徴は、イングランド司教が教会特権の維持のために教皇の権威にすがろうとしたにも拘らず、教皇はむしろ国王側について、司教たちの改革を妨害したとみなされていることである。この認識の上に立って、カーペンター（2013）は論点を網羅的に検討して、新しい見解を示した。

カーペンターによれば、司教の不満状にみられる教会特権保護の要求の根拠は、マグナ・カルタ第1条の包括的な規定である⁶¹⁾。結果的には司教の要求は殆ど実らななかったが、その原因は世俗諸侯が司教に敵対的で、共同して国王に当たるといふ共同戦線が形成されなかったことであるとみなしている⁶²⁾。その証拠としてカーペンターは、1253年5月パーラメントでの、マグナ・カルタ違反者への破門宣告に関する文書が、実は2種類作られていて、国王側の文書にある「国王と王冠の権利は除いて」という箇所が、司教側の文書には欠けているという事実を挙げる⁶³⁾。すなわち諸侯は、教会が裁判権を主張している点には同調せず、司教巡察時に俗人信徒が宣誓を強制されることへは、国王とともに反発した。このことからカーペンターは、諸侯が教会裁判権保護は世俗権への介入であるとなし、聖俗諸侯の連帯ができなかった原因であると主張している⁶⁴⁾。

もう1点、カーペンターは破門宣言に関する文書を発見した。1253年5月から8月にかけての封緘勅書3通である⁶⁵⁾。マグナ・カルタ違反者を破門にするという箇所が記された国王文書が、大法官の代役をしていたコヴェントリ大助

祭のウィリアム・キルケニによって、国王役人宛にパーラメントでの決定事項を伝えるために書かれた。第1通目の書簡には「国王の権利を除いて」の箇所は含まれていない。第2通目は国王名でドーセットのシェリフ宛で、6月23日ガスコーニュへ船出のためサウサンプトンから出され、破門に関する箇所がない。「国王と王冠の権利を除いて」の但し書きがついている。第3通目は7月1日～8月6日のいずれかの日に、国王役人と諸侯宛で、「王国の特権と王国の自由の慣習を遵守する、国王特権を除いて」とある。世俗諸侯の特権だけに特定している訳ではない。カーペンターは、第3通目はヘンリではなく、留守役の王妃と王弟が、マグナ・カルタ遵守を入れさせたのだと考えている⁶⁶⁾。時間順にみると、ヘンリは5月には司教寄りの態度であったが、6月には司教に対して国王の権利を留保し、7月には、ヘンリに代わった国王代理の王妃と王弟が、マグナ・カルタ遵守を入れて、聖俗諸侯の反発を回避したと考えられる。1月の不満状第17項で、司教が王はマグナ・カルタを遵守していないと述べていたからである。

カーペンター説の特徴は、それまでの論者が王国と教会、或いは世俗権と司教権の対立と前提して論じていたのに対して、ヘンリが必ずしも教会や司教に一方向的に敵対している訳ではなく、時の政治情勢に合わせて、司教や世俗諸侯を宥めながら、自己の政治目的であるシシリイ十字軍派遣を実現しようとしていたと見なしている点である。またヘンリが司教の主張を理解していたとみなしている点でも、従来の論者とは異なる。司教が教会特権への侵害を不満に思っていると述べた時、国王としては、司教の言い分をそのまま自己の権限だけで認可し得るのではなく、「聖俗諸侯の共通の合意」に基づいて、国王の名前で命令すると述べていることから、国王が統治権を行使する際の司教の存在意義を認識していたと、カーペンターはみなしている⁶⁷⁾。

しかし教会特権が何であるかについては異論がありうる。不満状の文書に現れる教会特権 *liberties* を、カーペンターは教会裁判権、聖職禄を宛がう権利、教会の世俗的領有権とみなしているふしがある。しかしグロステストは文書の

中ではその使い方をしていない。司教からすれば聖職者は世俗の権利関係から独立して存在し、その生存のための財産を管理運営し、世俗事項に関する意見を自由に述べ得る、それを理由に処罰はされない、というのが彼らの主張である。

従来の国制史研究者が陥りがちな国王対司教、或いは国家と教会といった概念論争で説明するのではなく、権力者の個性や一時的な事件の経過をも取り込んで、いわば政治史の文脈で1253年事件を説明するカーペンター説に対して、最近ホスキンの(2015)が全く新しい視点からの説明を公にした。カーペンターの上記の論考にも言及しつつ、政治史ではなく神学の立場からグロステストの国制観を明らかにし、司教たちと国王とが競った論点を解明している。

ホスキンはグロステストが1253年に司教を代表して、国王の教会特権への侵害に対する不満状の原案を書いたとみなす。不満状を通じてグロステストが主張したのは、ホスキンによれば、国家と教会は一人の世俗の統治権者のもとに置かれるべきであるとみなす観念に強く反対することであり⁶⁸⁾、そのことは、イングランド王国がインターナショナルなキリスト教的知的世界の中に置かれているという神学観に基づいている。言い換えれば、1215年の第4回ラテラン公会議で、教皇イノセント3世が実現しようとした西欧カトリック世界の改革の中に、グロステストの1253年不満状を位置付けようとする考え方である。しかし、不満状にはラテラン・カノンへの直接の言及はないことから見て、グロステストは聖書神学や彼独自の自然法の考え方に基づいて、イングランドの支配や国制を神の秩序の中に位置付けているとみなすべきではないか⁶⁹⁾。

グロステストによる「自然法に基づいて動く世界が教会特権を保証するという論理」についての、ホスキンの解説は次の通りである。それは魂の救済を司牧の責任とみなす教会にとって欠くべからざる論理である。自然法を支持することが良き統治を実践することであり、自己のためではなく、他者のために統治するべきである。教会や世俗社会の階層性を受け容れ、自然法の中での権威の正当性を認める⁷⁰⁾。国王もこの自然法に従う義務があり、そのために教会

は世俗収入，聖職叙任，良き質の聖職者の推薦，説教などにおいて世俗権からの介入を受けるべきではない。国王は教会の権威を侵害してはならない。

自然法は教会法や神学研究書にも書かれてはいない。グロステストによれば正義につくことによって自然の法を知り得る。正義に基づいて人に過ちを認識させ修正させることによって，救済し得る⁷¹⁾。人定法も自然法と軌を一にしなければならない。しかし人定法は神の法ではないため不十分であり，人は聖書に付くべきである。神が人間を指導するからだ。カノン法も人定法である限り不十分であり，自然法に従うべきである。ヘンリに対してグロステストは書簡の中で次のように述べた。王が教会を支え，世俗の平和を維持すれば，教会は司牧の義務を果たし得るであろう。ヘンリが正義の法に基づいて支配し得るよう，教会は王の権力行使を指導するであろう⁷²⁾。

ホスキンは1253年5月のパーラメントでヘンリが，マグナ・カルタを再認したことの意義にも触れている。神の法，自然法の基準は聖書と理性である。神の法・自然法が国王の過失を修正する唯一の方法であり，人定法に先行する。ヘンリのマグナ・カルタ遵守の宣誓の結果，それは自然法の一部となり，例えば1225年版マグナ・カルタの後見権の制限，寡婦再婚強制制限，封土接収制限，裁判の売買禁止などの条文は，世俗法とは異なる神の教えに基づくとみなされる。国王が被治者の救済を目指す限り，自然法としてのマグナ・カルタに違反することは許されない。これまでの研究者は5月のパーラメントでは司教は要求を満たせなかったとみなされてきたが，ホスキンの見解ではヘンリの遵守の宣誓で十分に満たせたと言える⁷³⁾。ホスキン説ではマグナ・カルタは1225年の再版時に，普遍的な正義の法へと変わったとみなされる⁷⁴⁾。

神の法，自然法，マグナ・カルタをこのように解することで，ホスキンは1253年の *Gravamina* の主張するところは，自然法の中に良き世俗支配を取り込むという構想であったと説く。ダヴリ D'Avery (1997年) が，司教たちはマグナ・カルタを制限王政のシンボルとして使ったとみなす解釈とは，大きく異なる⁷⁵⁾。

上記の諸説や諸論点を検討した結果、先行研究からは大きく二つの図式や傾向を読み取り得る。一つ目は、司教たちが、イノセント3世によるラテラン公会議での決議(カノン)を梃子にして、イングランド教会改革を口実に、世俗権力による教会特権への侵害を止めさせ、カトリック神学の世界観を押し付けて、世俗国制を教会の権威に下属するものと位置づけ、国王や諸侯にその国制観を認めさせようと努力したのに対して、国王や諸侯は教会特権が世俗秩序を破壊する要因であるとみなして、その特権の範囲を制限する行為を日常的に行っていた、という図式である。19世紀の研究者たちはこの図式のもとを創り、20世紀の研究者がそれを踏まえて詳細に裏付けた。21世紀入ってカーペンターは、この図式を念頭に置きながらも、単純な対抗図式を採らずに、国王、司教、世俗諸侯はそれぞれ異なる政治的目標を持ち、政治的駆け引きを通じて交渉し、その結果イングランド国制に関わる決定が行われたという、いわば政治過程を重視する見解を示した。第2の図式はこれらとは大きく異なる。ホスキンのよれば、カトリック信仰が末端の信徒にまでは行き渡らず、教育不十分な教区司祭による不十分な司牧が罷り通る現状を憂い、司教たちは、イノセント3世によるラテラン公会議での決議を梃子にして、イングランド教会改革に熱心に取り組み、世俗権力による教会特権への侵害を止めさせ、カトリック神学の世界観のもとに世俗国制を位置づけ、国王や諸侯にその国制観を認めさせようと努力した、とみなされる。1253年のグロステストによる不満状が語るのは、世俗権力者がカトリック世界観を踏まえた権力行使をするなら、被治者の安寧、王国の平和、十字軍派遣がなされ聖地奪回が実現するであろうということである。政治的文脈ではなく、神学観から国制を説明する試みは従来神学者が行ってきたが、ホスキンの説は国政上の重要事件を視野に入れて説明した点が新しい。以下これら二つの図式を念頭に置いて、史料を解説する。

IV *Gravamina* の考察

1253年の *Gravamina* は全体で17項目からなり、最初の条文で、司教の権威

が国王のそれよりも上位にあるという原理原則が宣明されている。最後の第17項で、ヘンリがそれまでに何度も再確認したマグナ・カルタを遵守していないと抗議している。上述した二つの図式のうち前者の立場をとる研究者たちは、個々の条文に含まれる、教会特権と世俗権力との関係について、教会や司教の領分と国王や諸侯の領分との境界線を巡る争いとして論じ、さらに絞って、カノン法とコモンローの取り扱い分野の境界争いとして説明している⁷⁶⁾。

これに対して後者の立場をとるホスキンは、グロステストがこの不満状で論じているのは、世俗権力による個々の教会特権への侵害行為に対する抗議や苦言ではなく、世俗権力者としての国王が、神の法、自然の法、宇宙全体に適用されている法に逆らっている状態であることを、個別例を挙げながら、修正するよう王に求めることである、とみなしている⁷⁷⁾。そして同時に、グロステストの神の法、自然の法の概念についても、神学研究成果を踏まえて次のように述べる。自然の法は「魂の救済を自らの司牧責任とみなす教会にとって欠くべからざる原理であり」、「自然の法を支持するには、良き統治を実践することであり、統治者が自己のためではなく、被治者のために統治することである⁷⁸⁾。」そして、現存の教会や世俗社会の階層性を受け容れ、自然の法の中の教会や司牧者、そして国王などの権威の正当な機能を認める⁷⁹⁾。自然の法が権威の体系を作り、神、教会、世俗世界において上位者が下位者を救済する。この義務を怠るとき、もし自身が他者の魂を失わしめた時には、最後の審判時に殺人者とみなされる⁸⁰⁾。自然の法の定義は困難であり、教会法や神学研究者の書にも書かれてはいない。人は聖書に付くべきである⁸¹⁾。カノン法を含めて人定法は神の法、自然の法の下位に位置づけられるが、理想的成文法は神の法の一部として文章化されたものとみなし得る。1225年以後のマグナ・カルタはその例とみなせる⁸²⁾。これがホスキンの描くグロステストの神学的宇宙論である。

両者の間で争われている論点の一つは、17の項目に述べられた個々の苦情や不満が、現世におけるカノン法とコモンローとの管轄争いの課題なのか、それ

とも、神の法に下屬するべき現世の問題点を司教が指摘した事例なのか、との見極めであろう。前者の立場をとるカノン法学者の一人、ヘルムホルツの説明を見よう。ヘルムホルツは1253年の不満状を分析した訳ではないが、マグナ・カルタの各条について、教会あるいは聖職者の利害にかかわる内容か否かを詳細に分析したので、彼の方法によって1253年不満状の分析に提供することが可能か否かを検討しよう。

1215年のマグナ・カルタが教会の特権を明記した条文は第1条のみである。そこには聖職者が国王法廷で裁判されない特権とか、国王による聖職者課税からの自由といった項目は含まれてはいない。しかしヘルムホルツは次の条文は聖職者を保護する規定であるとみなし得るといふ。第14条の課税のための集会には聖職者をも召集するという規定、第22条の国王による聖職者への罰金 *amercement* 賦課権制限規定、第55条の保証条項が定める25人委員の中にカナタベリ大司教が指名されていること、第60条のイングランド古来の慣習や権利が維持されるという規定には聖職者も含まれるという解釈、そして第63条の保証条項には「イングランド教会の自由が永久に守られる」と規定されていること、これらが教会特権保護に当たる条文のグループの一つとみなすのである⁸³⁾。もう一つのグループは教会法による聖職者の権利の保障に該当すると思われる条文である。第8条の寡婦の再婚を強制してはならないという規定、第27条の無遺言死者の動産の相続は教会の監視のもとになされるべきという規定、第42条の王国忌避者のアジール権規定である⁸⁴⁾。1225年に大司教ラングトンが国王の承認を得たうえで、マグナ・カルタ違反者を破門にするという宣言を行い、その手続きはその後ヘンリによって再版の度に繰り返された⁸⁵⁾。これらの規定と破門宣告の宣言を根拠にして、ヘルムホルツは聖職者や教会の特権が社会的に承認されていたと主張する⁸⁶⁾。

一方ホスキンは1225年版のマグナ・カルタは世俗法でありながら、神の法に準じる扱いを受ける資格ができたとみなしている。そのうえで、1253年の *Gravamina* を国王に伝え、その後国王がマグナ・カルタ違反者を破門すると

いう司教の宣言に同意したことは、グロステストにとってはマグナ・カルタが神の正義の表現であると確信された証拠であるとみなす。次の条文がその根拠とされている。1225年版の第3, 14条（課税制限）、第4, 5条（後見権制限）、第7条（寡婦再婚強制規制）、第29条（裁判を売買しない規定）、第11, 12条（裁判開廷場所の固定）、第28条（立会人の義務）、第19, 22条（国王は臣下の物を略取し得ない）、そして第63条の保証条項である。1215年には聖俗諸侯は特定の問題への解決法としてマグナ・カルタをジョンに認めさせただけであるが、1225年には大司教たち聖職者はより一般的な正義の法を創ろうとしたとみならず⁸⁷⁾。

ヘルムホルツの第1グループの課税制限規定と、第2グループの寡婦再婚強制規制、後見権規定などがホスキンのあげる根拠の条文と共通しているが、その他は異なっている。ホスキンはヘルムホルツ説においては、ローマ法とカノン法が混合されて、13世紀には *jus commune* が形成され、それがマグナ・カルタに影響した、つまり法学者の学識法の範囲の中でマグナ・カルタを説明していると判断した。これに対してホスキンは「中世に神学者が発展させた倫理的概念に匹敵する概念としての *jus commune*」を想定し、それは学識法ではないと判断する⁸⁸⁾。両者の説には法学か神学かの違いが読みとれる。教会や聖職者の特権をカノン法やコモンローの次元で捉えて、管轄事項の境界線争いとみるときには、司教の司牧や教会の社会的存在意義は軽視、あるいは無視される。当時の世俗権力者たちは教会や聖職者を、特権団体あるいは教会や修道院所領を領有する諸侯としてしか認識していなかったのであろうか。

論点になっている教会或いは聖職者の特権が、1253年の *Gravamina* において意味しているところを解明しよう。不満状の中でグロステストが教会或いは聖職者の特権として言及している項目を挙げると、次のようになる。第3項（霊的な訴訟の裁判権）、第4項（聖職者個人のトレスパスに対する処罰権）、第5項（遺言検認、教会への被与物に関する裁判権）、第6項（空位司教座、修道院長位の管理権）、第7項（遺言検認、結婚、信仰侵害、偽証、十分の一税、

教会人からの貢納に関する裁判権)、第8項(信徒への巡察とそれに伴う宣誓義務を司教が要求する権利)、第9項(聖職や聖職禄の宛がい)、第10項(司祭叙任権、司祭代理の任免権)、第12項(パトロン権)、第13項(教会財産領有権)、以上である⁸⁹⁾。これらはすべて第4回ラテラン公会議の決議(カノン)に基づいている⁹⁰⁾。

不満の条々は大きく分けると司牧や救霊に関するカトリック聖職者にとって必須の任務と言える領域と、教会の財産や収入およびそれらに関する裁判権に関する領域とからなる。司教が既存の聖職者特権や教会特権を拡大することを意図した条文は見られず、ラテラン・カノンに基づいて権限の保護を国王に対して要求している。ヘンリが異父兄弟であるリュジニャン家のエイマをウィンチェスタ司教に選出させたり、王妃の叔父にあたるサヴォワ家のポニフェイスをカンタベリ大司教に推薦したことは、第6項や第9項の不満の対象であるが、これを不満とする理由も述べている。第9項で「魂の救済のための聖職の宛がいや魂を司牧する職の叙任は、聖書やカノンに従って自由でなければならず、決して強制されてはならない。そうではなくて魂の健全な配慮のみに基づいて為されるべきであるが、然るに国王陛下は恐れや暴力によって影響力を持つ権力者を通じて、不適当者を推挙するよう、推挙権者やその権利を持つ者にしばしば強制している。その不適当者とは、司牧の提供を神の命令によって為し得ない、或いは無視し否定する人々である」と。この不満に対してヘンリ自身は、選挙に介入する行為を自慢していたと年代記は述べている⁹¹⁾。推挙権者が推挙するというカノン法の規定を形式的には守っているが、実際には権力を利用して推挙権者に圧力をかけて、自己の利益につながる聖職宛がいを行っているという実情に対して、司教は不満を述べているのである。注意すべきことに、司教は国王が司牧や救霊を否定したとは言っていない。教会や聖職者を私的目的のために利用していると苦情を述べているのである。

不満状には特権保護以外に、裁判管轄をめぐる項目もある。第1項(国王法廷が聖職者を召喚し、聖職に関する行為について裁判し判決している)、第2

項（世俗貴族が同様のことをすることを国王が認めている）、第3項（国王が司教の聖職に関する事項について裁判している）、第4項（世俗貴族が同様の行為することを国王が認めている）、第14項（国王役人によって捉えられた聖職者を教会法廷へ移管しないで拘束し続けて、引き渡しに際し罰金を徴収する）、第16項（世俗貴族やその役人が司祭やクラークを姦通罪、買淫その他の個人的行為について世俗法廷で判決し罰金を徴収する）などである。これらもラテラン・カノンに該当する項目がある⁹²⁾。国王も世俗諸侯も、司教からクラークに至る聖職者を裁判・判決し罰金を徴収していたことは、カーバンターが例を挙げている。先にも述べたが、ヘンリはその例の内、グロステストのクラークを捉え、罰金を司教に課していたが、不満状を受けてすぐに免除している⁹³⁾。国王は被疑者をその罪ゆえに処罰することを、世俗権力者の任務とみなしていたのだろうか⁹⁴⁾。聖職者に権力者への忖度を促す道具として、世俗裁判権を利用していたのではないか。

不満状には司教の国制観を示す項目もある。第1項では「聖書とカノン法の規定に従えば、司教職は王よりも大きく威厳あるものであり、そして司教と教会の権限は俗人の権限に勝るので、下位者が上位者を裁くことは有り得ず」と述べられている。また第4項では「これらすべての教会の権限は、比べる事が出来ないほどに世俗の権限より優れており、そしてそれ故に世俗の裁判権から免れており、教会の特権の中にある」と述べられ、王と司教との權威の上下関係が明言され、その上で教会裁判権と世俗裁判権との権限の上下関係が位置づけられている。第7項で遺言検認や結婚に関する訴訟は教会法廷の専管事項であるという主張、また第14項での聖職者の教会裁判所への引き渡しを前提とする主張や、第16項における世俗諸侯の法廷での聖職者の裁判を非難する主張は、前提とされた裁判権の上下関係に基づいていると読める。

裁判権だけでなく世俗権力の統治権の位置づけも語られている。司教や修道院長空位期の所領管理権を国王が管掌することは認めるが、「損傷から免れているべきである」との主張は、聖界諸侯が管理する世俗財産に関する封主とし

ての国王の上位性を司教が承認していることを示すであろう⁹⁵⁾。同時にその権限の行使の仕方には司牧者としての論しを付け加えている。第11項では、「聖書には次のように書かれている。もしよい国王であるならば、彼は自分のためにではなく従属者のために有用さを志す。そして父の愛情によって彼らを包み世話をする。そして彼らの世話を、息子たちの父として為す」として国王の倫理性を強調する。国王が修道院で接待を受ける場合、節度を守るようにとの主張は、この倫理性に基礎づけられている。第15項では司教の破門宣告を、国王役人であるシェリフが対象者に執行していないことは、教会の権限の損傷であると主張している。破門は倫理的罰則であるが、世俗面での執行を世俗権力者が担うべきとの観念があったという認識からであろうか。検討の余地がある。最後の第17項で「国王にふさわしいのは、威厳の慈悲と平穏さによって従属者たちを支配することであるが、その結果一つの恐れも無しに、生命を平穏に成就し、全ての被造物は望まれた平和を享受し得る」と述べ、グロステストの神学に基づく世俗権力のあるべき倫理観を明言している。

Gravamina の各項目をグロステストの立場で読めば、この不満状は教会と世俗の裁判権を同列においての議論ではなく、神の被造物としての人間に、神の教えを説く役割を担う聖職者の司牧義務による、信徒への説教としての声明が展開されていると言えるのではないか。第17項で国王がマグナ・カルタを遵守していないと非難していることは、聖職者たちはマグナ・カルタを人定法ではなく、神の法の一部として認識していたことを示すとも読めるであろう。

V *Gravamina* の意義

1253年1月の教会会議で *Gravamina* が作成されたのち、5月に開かれた聖俗諸侯が参加したウェストミンスタでの大会議において、マグナ・カルタ違反者への破門を宣告する儀式が行われた。マシュー・パリに拠れば次のように描写されている。「その後会衆の面前に彼の父ジョンの特許状が持ち出された。それによってヘンリ王は自分の自由意思で前述の諸特権を与え、それを読ませ

た。かの王はその声明を聞き、自らの手を胸に当てて、穏やかで快活な喜びの表情を保ち、最後に全員が蠟燭を捨てたので火が消えて悪臭を放ったが、全員が次のように叫んだ。この宣言を侵す全ての者は消滅し地獄へと落ちよと。その時鐘が鳴り、王は、神よ、我を助けたまえ、余はこれらの諸条項を誠実に遵守する、何故なら余は男性で、キリスト教徒として戴冠し、塗油された王であるのだから、と言った。この宣言を発する際、灯された蠟燭が各人に渡され、国王にも一灯が渡されたが、彼は一旦受け取ったがそのまま持ち続けるのではなく、司教の一人にそれを渡し、次のように言った。余がそのような蠟燭を持つのはふさわしくない。何故なら余は聖職者ではないからだ。心の方がより確実な証拠となろうと。そして残りの時間、宣言が終わるまでの間、広げた手を胸に宛てた。⁹⁶⁾」このヘンリの宣言は公文書として作成され、現在は『王国制定法集』にも収録されている⁹⁷⁾。更にその結果を全イングランドの州、ハンドレッド、世俗領において、司教を通じて公表させ、文書は大聖堂などに保存された⁹⁸⁾。

上述したように翌年教皇イノセント 4 世はこの事実を確認した⁹⁹⁾。次の教皇アレクサンダー 4 世も確認した¹⁰⁰⁾。イングランドではカンタベリ大司教ボニフェイス以後 3 人の大司教が、この宣言を公表している¹⁰¹⁾。ホスキンによれば、1253年の不満状をもとに、その後1257年 5 月には大司教主催の教会会議で再度50か条からなる *Gravamina* が作成され、ヘンリに渡された¹⁰²⁾。ヘンリからの回答が無かったため、同年 8 月再度開かれたロンドンでの教会会議において、聖務停止令で威嚇した¹⁰³⁾。1258年 6 月の教会会議において不満状を修正して威嚇条文を付加して *Ordinance* とした¹⁰⁴⁾。さらに1261年ラムベスで開かれた教会会議で *Ordinance* を改訂して *Statute* とし、教皇庁の承認を求めた¹⁰⁵⁾。この度はヘンリが教皇ウルバンに助けを求めたため、司教の不満は認められたものの、*Statute* は承認されなかった¹⁰⁶⁾。1253年の *Gravamina* はこのように教会と国家の関係をめぐる争いにおける、一連の文書の到達点を示す文書であった。

ヘンリが自ら宣言する通り、国王はクリスチャンの国王として教会を尊重することを前提に自らの統治を実行した。十字軍派遣費用の調達のための政治的妥協であるともいえるが、上記の蠟燭を持つての儀式は、その後もマグナ・カルタ再版のたびに何度も繰り返されたから、必ずしも政治的側面だけでは説明し得ない。聖職者は課税としてではなく、十字軍という敬虔な目的のための献金として国王に協力した。不満状の中でも直臣としての司教の世俗的義務を否定してはいない。教会や聖職者の特権を、国王から譲与された、或いは時効に基づく世俗の特権と同列において、その境界線をめぐる駆け引きとして説明する方法では、*Gravamina* の歴史的意義を理解し得ないであろう。統治者には倫理的見識が必要であり、ヘンリは彼なりの倫理観を以て統治した¹⁰⁷⁾。グロステストは特定の政治的党派の味方したのではなく、カトリック神学における宇宙観にイングランド世俗国制を位置づけて、統治者に警告を發したのである。

注

- 1) *Councils and Synods*, II, part 1, 1205-1265, eds. Powicke, F. M., and Cheney, C. R., Oxford, 1964, p. 53ff. (C & S hereafter); Storey, R. L., 'The First Convocation 1257', *Thirteenth Century England*, III, eds. Coss, P. and Lloyd, S. D., Woodbridge, 1991. pp. 151-2.
- 2) グロステストはオクスフォードのフランシスカンの Lector であった。司教になってからもフランシスカンとの交友が続いた。Southern, R., *Robert Grosseteste*, Oxford, 2nd ed, 1992, pp. 74, 258-9.
- 3) Gibbs, M. and Lang, J., *Bishops and Reform 1215-1272*, Oxford, 1934. 彼女たちが参照したラテラン公会議カノンの底本は、*Historie des Conciles*, ed., Hefele, C., Heclercq, H., Paris, 1907. 作成当時の写本を各司教が大聖堂に持ち帰り、現在大英図書館などに保存されている。*Bishops and Reform*, p. 182; C & S, p. 467.
- 4) グロステストの著作の網羅的研究書は Thompson, S. H., *The Writings Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln*, Cambridge, 1940.
- 5) C & S, pp. 467-8.
- 6) Gibbs and Lang, appendix. 1253年以後にはほぼ毎年開催された。
- 7) 1239年の不満状もグロステストが起草した、或いは彼の指導下に書かれたと言われて

- いる。C & S, p. 480. *The Letters of Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln*, ed. Mantello, F. A. C., and Goering, J., Toronto, 2010, 229. Hoskin, 'Robert Grosseteste, Natural Law and Magna Carta: national and universal law in 1253', *Medieval Journal of Regional and Local History*, vol. 10, issue 2, 2015, pp. 120-132.
- 8) Gibbs and Lang, p. 53ff. なおカーペンターは1258年の諸侯が国王に国政改革を迫った時には、聖職者は団体として世俗諸侯の計画を支持することは無かったことを強調している。Carpenter, D. A., 'Magna Carta 1253', *Historical Research*, 86, 2013, p. 179. アムブラー Ambler は、1263年以後シモン・ド・モンフォールに個人として味方した複数の司教を、「シモン派司教」と呼んで、政治的文脈で司教の活動を説明している。Ambler, S., 'On Kingship and Tyranny: Grosseteste's memorandum and its Place in Baronial Reform Movement', *Thirteenth Century England*, xvi, 2013, pp. 115-127.
- 9) 1253年1月の不満状に至る事実経過については、Hoskin, Philippa, 'Robert Grosseteste, Natural Law and Magna Carta', pp. 122-124 参照。史料は *Annales de Burton*, *Annales de Theokesberia*, *Chronica Majora* などの年代記である。
- 10) *Wallingford Chronicle*, Brit. Lib., Cotton, Julius, D vii. fo. 101v. ほぼ同内容はマシュー・パリス『大年代記』にも記されている。*Matthaei Pariensis monachi Albani Chronica Majora*, ed. Luard, H. R., v, 1880, (CM hereafter) pp. 359-60.; *Councils and Synods*, II, p. 468. Carpenter, D. A., *Magna Carta 1253*, p. 181. ウォリングフォード年代記の記述について立ち入った考察がある。R. Vaughan, 'John of Wallingford', *English Historical Review*, (EHR hereafter) lxxiii, 1958, pp. 66-77.
- 11) *Annales Monastici*, ed. Luard, H. R. 1864, i, (AM hereafter) p. 305. 「教会人の財産の十分の一」。司教たちの不満状については、「彼らは勇敢に抵抗して反論し、最大限の不満を提出した。それは王国において教会と王国の特権に対して、またかの王の特許状に含まれ、かつて修正されるように決まっていた不満である、それらのあるものは上記の年代記の1237年の条に記されている。そして復活祭後の別の日に、前述の場所において、王の収奪についてよりよく取り扱われるように与えられた」と記されている。(1237年は、他の年代記では1239年)
- 12) 国王ヘンリが司教会議へ派遣した使者については *Calendar of Patent Rolls, 1247-58*, p. 171に記されている。Magister Nicholous de Plimpton と Roger de Lokinton, clericus. 1月12日に発令されている。
- 13) Lunt, W. E., *Valuation of Norwich*, Oxford, 1926, 52-95; Lunt, *Financial Relations of the Papacy with England to 1307*, Cambridge, Mass., 1939, p. 225.
- 14) C & S, pp. 448-9.
- 15) AM, i, pp. 390-1; CM, v, pp. 580-5.
- 16) C & S, p. 449.

- 17) *CM.*, v, pp. 324-8; *C & S*, p. 451.
- 18) *AM.*, i, p. 305. *C & S.*, p. 469.
- 19) *CM.*, v, pp. 358-61. 開会は1月13日とみなされている。
- 20) Carpenter, D. A., 'Magna Carta' 1253, p. 186. カーペンターは1月26日とみなしている。
- 21) 世俗的犯罪の咎で国王裁判所へと召喚されていた聖職者 John de la Lade の保証人であったリンカン司教ロバート・グロステストに対し、1247年 John の不出廷を理由に国王裁判官が100ポンドの罰金を科した。1253年時点では赦されてはいなかった。グロステストは、上記不満の条々の中で次のように述べる。「違反聖職者ほもし先に国王裁判官の面前に出廷しても、判決は教会裁判権で受けるべきである。もしその違反聖職者が国王裁判を受ける前に司教の裁判所へ引き渡される場合には、100ポンドの罰金を支払わされる」と。*Royal Charter Witness List of Henry III*, ii, Lists and Indexes Society, 2001, p. 82 によれば1253年1月26日に大司教、司教たちがウエストミンスターに集結していたことが判明するので、おそらく不満状はこの日までに国王に提出されていた、とカーペンターは見ている。Carpenter, 'Magna Carta 1253', p. 186. ヘンリは、John の不出廷にはリンカン司教の責任はないとの情報を得て、*Calendar of Fine Rolls, 1252-1300*, 1898, nos. 324, 333, 1月28日、グロステストへの罰金を免除した。*CFR, 1252-1300*, no. 343.
- 22) *AM.*, i, pp. 422-5. BL, Cotton, Vespasian, E, iii, fo. 76ra.
- 23) *C & S* の編者パウイクとチーニーは、不満状を作成する過程でグロステストが中心的役割を果たしたと推測している。(*C & S*, pp. 467-8)
- 24) *Epistulae, Letters of Robert Grosseteste*, ed. Luard, H. R., RS, 1861, pp. 215-20. No. 72; *C & S.*, p. 205; 1240年の司教たちの不満状にも同様の内容が述べられている。*Letters of Grosseteste*, Luard, p. 268, No. 84.
- 25) Carpenter, 'Magna Carta 1253', pp. 181-2. 元の史料は財務府の *Memoranda Rolls* で、Natioanl Archives にある。368/27, m8.
- 26) *C & S*, pp. 448-51, 467.
- 27) *C & S.*, p. 469; *CM.*, v, pp. 372, 374, 377; Cambridge University, Corpus Christi College, MS. 16. fo. 275ra. マシユー・パリスは「むなしい合意」と述べている。なお騎士にも一家紋当たり3マルクが課された。ウォリングフォード年代記にも同様の記述がある。BL, Cotton, Julius, vii, fo. 127r.
- 28) *Foedera*, ed. Rymer, T, Record Comission, I, i, 1816, p. 289; Bémont, C., *Chartes des Libertes Anglaise*, 1892, p. 71; *Statutes of the Realm*, I, (*SR* hereafter) p. 6.
- 29) *Pat. Rolls*, 37 Hen III, m12d; *Foedera*, Rymer, I, i, p. 290; *SR*, I, p. 7; *CPR, 1247-58*, p. 229. この文面から明らかなように、大司教は蠟燭を手にとっての聖堂内での行事を通じて、イングランド教会が大憲章を支持していることを強くアピールした。その複写が王国

中に広められ、大聖堂などに保存された。年代記にも記載され、現存もしている。

- 30) 1253年5月に、ヘンリが教会の協力を得た王権であることを儀式で示した背景には、シモン・ド・モンフォールをガスコーニュ・セネシャル職から解任した結果、ガスコーニュでの現地諸侯の紛争が生じ、カスティラ王の新たな侵入計画によって、アンジュー家によるガスコーニュ支配が危機に瀕しているという状況があった。*Cal. Pat. Rolls, 1247-58*, p. 161; *CM*, v, pp. 334-5.
- 31) *Registres d'Innocent IV*, ed. Berger, E., Paris, 1881, no. 8070, 30 Sept, 1254; Cambridge や Lambeth にも。
- 32) *CM*, vi, p. 332.
- 33) *AM*, i, pp. 320-1; BL, Cotton, Galba, E, iv, fo. 57v. 実施令状日づけはリンカンに関しては1255年5月13日, BL版では1255年8月28日。
- 34) *C & S*, pp. 474-5.
- 35) Stubbs, W., *Select Charters and other Illustrations of English Constitutional History*, 9th ed., 1913, pp. 404-6.
- 36) *AM*, i, pp. 422-5; British Library, Cotton Vespasian, E. iii, 76ra; *C & S.*, II, 469-72.
- 37) 世俗権力者による教会特権への侵害とみなされているのは、「不満の条々」の第1, 2, 4, 13, 14, 16条であり、ラテラン・カノンの第7, 8, 9条である。次に司教が教会特権とみなしている項目は司教による救霊行為、遺言検認、空位司教座領や修道院領の管理権、空位聖職の後任推薦および叙任、信仰義務違反・偽証・10分の1税など聖職者への義務的上納金管轄、司教巡察時の信徒の宣誓取り立て、聖職適格者の認定、司祭代理の任免、司教のパトロン権、破門である。(第3, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12条) これらはラテラン・カノンの、第10, 19, 23, 25, 26, 27, 30, 47, 53, 54, 55, 55b, 56条に当たる。最後に世俗権力者が神の教えに背いているとみなされているのは、第1, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 12, 13, 15条である。これらはラテラン・カノンの14, 33, 24, 44, 46条に当たる。
- 38) Luard, H., *Roberti Grossetest episcopi quorundam Linconiensis Epistulae*, 1861; Stevenson, F. S., *Robert Grosseteste Bishop of Lincoln*, London, 1899.
- 39) Smith, A. L., *Church and State in the Middle Ages*, Oxford, 1913, p. 186. *CM.*, v, pp. 185, 374.
- 40) 著者が用いたラテラン公会議のカノンのテキストは、上記注3参照。英訳は *English Historical Documents*, III, Rothwell, H., London, 1975, pp. 643-676。邦訳は『クリオ』29号、2015年、87-130頁。
- 41) Gibbs and Lang, pp. 53, 124-130, 133; *AM*, i, 305, 325; *Royal and other Historical Letters of the reign of Henry III*, Shirley, W. W., 1866, (*RL* hereafter) ii, p. 94; *CM*, p. 584.
- 42) Powicke, F. M., *The Thirteenth Century*, Oxford, 1962, p. 454.

- 43) *Calendar of Liberate Rolls, 1226-40*, p. 437; Pipe Roll, 23 Hen III, m. 7; 25, m. 3.
- 44) Williamson, D., 'Some Aspects of the Legation of Cardinal Otto in England, 1237-41', *EHR*, LXIV, 1949, p. 164.
- 45) Williamson, pp. 155-6.
- 46) op. cit., pp. 166-7.
- 47) Jones, W. R., Bishops, 'Politics and the Two Laws: The Gravamina of the English Clergy, 1237-1399', *Speculum*, 41, no. 2, pp. 209-45, 1966.
- 48) Jones, pp. 215-6.
- 49) Jones, pp. 211. 考証は行き届いている。アダム・マーシュ宛書簡, *C & S*, pp. 422-25, 425-330; W. A. Pantin, 'Grosseteste's Relations with Papacy and the Crown', in *Robert Grosseteste, Scholar and Bishop*, ed. D. A. Callus, Oxford, 1955, p. 180; Luard, *Epistulae*, pp. 357-431. (Boniface 宛ての書簡 No. 128)
- 50) 1253年の不満状の 6, 7, 13, 17条にあたるとジョーンズは見ている。
- 51) Jones, p. 212. Prohibition 令状に関しては, Adams, N., 'The Writ of Prohibition in the Courts of Christia', *Minnesota Law Review*, xx, 1936, pp. 272-294; Flahiff, G. B., 'The Use of Prohibitions by Clerics against Ecclesiastical Courts in England', *Medieval Studies*, VI, 1944, pp. 266-313, VII, 1945, pp. 220-90. 参照。
- 52) Gray, J. W., 'The Church and Magna Carta in the Century after Runnymede', *Historical Studies*, 6, 1968, pp. 23-38. 史料は *Statutes of the Realm*, i, pp. 6-7; *C & S*, pp. 477-8; *Foedera*, 3rd ed., I, i, p. 173. ちなみに, 国王によるマグナ・カルタ違反者への破門宣告宣誓は, 1225, 32, 37, 39年にも行われている。
- 53) *CM*, v, pp. 376-78; *C & S*, p. 479.
- 54) *C & S*, p. 477.
- 55) Storey, 'The First Convocation, 1257?', *The Thirteenth Century*, III, 1991, pp. 151-9.
- 56) Williamson, *EHR*, lxiv, 1949, pp. 145-152.
- 57) Luard, *Epistulae*, pp. 105-08, 234; Powicke, *Thirteenth Century*, p. 453.
- 58) その中にはグロステストの書簡に含まれる不満項目も見られる。Jones, *Speculum*, 41, pp. 209-12.
- 59) Luard, *Epistulae*, pp. 212, 230-1; *C & S*, pp. 206-7.
- 60) ヘンリが教会を世俗的権力の目的実現のために利用していると, ガスコニュー・セネシャル時代の統治を非難されたシモン・ド・モンフォールは不満を述べた。Bémont, *Simon de Montfort*, Paris, 1884, pp. 311-6. アムブラーはシモンがヘンリに向かって, 「陛下がクリスチヤンの国王だと誰が信じましょうか。罪の告白をしたことがおありですか。何の悔悛も贖罪もない告白でしょう。」と, 問い詰めたという箇所を引用している。Ambler, S., *A Song of Simon de Montfort*, London, 2019, p. 131.

- 61) すなわち、不適格者への聖職祿宛行、出仕奉仕、破門手続き不履行、世俗的違反行為を犯した聖職者への世俗裁判権による処罰、教会法廷で取り扱えない事項に関する国王令状など。Carpenter, 'Magna Carta 1253', *Historical Research*, 86, 2013, p. 182. ヘンリは1225年以後も再三にわたってマグナ・カルタを再確認している。
- 62) *Ibid.*, pp. 184-5.
- 63) *Ibid.*, pp. 183-4. 司教側の文書は、「司教の宣言」と題され, *Foedera*, Rymer, I, i, p. 289; *C & S*, I, pp. 477-8. であり, 国王側の文書は、「世俗人の声明」と題され, *Foedera*, Rymer, I, i, pp. 289-90; *C & S*, I, pp. 478-9; *CPR*, 1247-58, p. 229. である。欠けているという指摘は, *Close Rolls*, (*CR* hereafter) 1251-1254 p. 482. 司教側文書には, 破門実行手続きが司教権限で可能であるとされているが, 国王と諸侯は司教の権限には触れず, トレスパスの是正権は国王法廷のみにあるとされている。国王と諸侯は, 破門の規定が上記の声明と異なるときには, 司教側宣言には同調しないとある。*Foedera*, Rymer, I, i, p. 290.
- 64) Carpenter, pp. 185, 188.
- 65) Carpenter, 'More Light on Henry III's confirmation of Magna Carta in 1253', *Hist. Res.*, vol. 86, 2013, pp. 191-95.
- 66) BL. Stowe, MS. 937 fos. 135rv; *Letter Patent of Henry III, as copied into the cartulary of Pipewell Abbey*; *CR*, 1251-54, p. 354; 1254-57, p. 482; *RL*, II, pp. 101-2.
- 67) Carpenter, *op. cit.*, p. 193.
- 68) ホスキンはカーペンターが不満状の各条文を, 取り扱い項目とか事件とかに直接結びつけて説明することを批判している。不満状全体が意味していることをくみ取るべきとの立場である。Hoskin, Philippa, 'Robert Grosseteste, Natural Law and Magna Carta: national and universal law in 1253', *International Journal of Regional and Local History*, vol. 10, 2015, issue 2, p. 125.
- 69) Hoskin, *op. cit.*, pp. 121, 127.
- 70) ここまでの議論の神学的考察についてホスキン (pp. 128-130) は次の先行研究を挙げる。McEvoy, J., *The Philosophy of Robert Grosseteste*, Oxford, 1982, p. 419; Gieben, S., 'Robert Grosseteste at the Papal Curia', *Collectanea Franciscana*, 41, 1982, pp. 340-93; Mantello and Goering, *Letters of Robert Grosseteste*, pp. 109-11, 118-9; Ginther, J., 'Robert Grosseteste's Theory of Pastoral Care', *A Companion to Pastoral Care*, ed., Caskey, J. Leiden, 2010, pp. 107-8.
- 71) Grosseteste, *Dictum* 28, Bauer, L., *Die Philosophischen Werke des Robert Grosseteste*, Munster, 1912, p. 224; MS, Bodley, 798, fo. 23v; *Dictum* 130, Bodley, fos. 106v-107r.
- 72) Mantello and Goering, *Letters*, pp. 367, 368-9; Grosseteste, Dale, R., and King, E. B. *De Cessatione Legalium*, London, 1986, pp. 21-24.

- 73) Helmholz, R. H., 'The Church and Magna Carta', *William and Mary Bill of Rights Journal*, 425, 2016; Do., 'Magna Carta and the ius commune', *University of Chicago Law Review*, 297, 1999; Pennington, K., 'The ius commune', *Revista Internazionale di Diritto Comune*, 11, 2000, pp. 254-74, at 273-4; Brundage, J., in Leonard, J. S., *Magna Carta and the England of King John*, Woodbridge, 2010, pp. 81-98, at 95-7.
- 74) Hoskin, op. cit., pp. 133-4.
- 75) D'Avery, D., 'Magna Carta: its background in Stephen Langton's academic biblical exegesis and its episcopal reception', *Studi Medievali*, 38, 1997, pp. 423-38, at 433-4.
- 76) 例えば Williamson, pp. 146, 151-54, 164など。
- 77) Hoskin, pp. 124-6. 但しホスキンは別の論文では、境界線説を取っており、彼女の主説である教会と国家の上下関係説と齟齬をきたしている。Hoskin, 'The Church and the King: Canon Law and Kingship in England, 1257-61', *The Growth of Royal Government under Henry III*, eds. Crook, D. and Wilkinson, L., Boydell, 2015, pp. 202, 205.
- 78) Hoskin, 'Natural Law', p. 128.
- 79) Mantello and Goering, *Letters of Robert Grosseteste*, pp. 109-11, 118-9.
- 80) Ibid., pp. 293-4. Ginther, J. R., Robert Grosseteste's theory of Pastoral Care, in *A Companion to Pastoral Care in the Middle Ages, 1200-1500*, eds. Caskey, J. and Cohen, A. S. Leiden, 2010, pp. 107-8.
- 81) Hoskin, op. cit., p. 129; ホスキンが引用した神学研究書は次の通り。McEvoy, *The Philosophy of Robert Grosseteste*, p. 419; Gieben, 'Grosseteste at Papal Curia', p. 378; Dale, R., and King, E. B., *De Cessatione Legalium, Particula prima*, v, pp. 1-6.
- 82) Hoskin, pp. 130-1.
- 83) Helmholz, 'The Church and Magna Carta', *William and Mary Bill of Rights Journal*, 425, 2016, pp. 427-430.
- 84) Helmholz, pp. 430-31.
- 85) Helmholz, p. 427.
- 86) Helmholz, p. 429.
- 87) Hoskin, pp. 130-32, 133-34.
- 88) Hoskin, pp. 132-34.
- 89) C & S, pp. 469-72.
- 90) 該当条文番号だけあげておく。ラテラン公会議カノン番号10, 19, 23, 25, 26, 27, 30, 47, 53, 54, 55, 55b, 56。
- 91) Gibbs & Lang, pp. 76-77; *Roger of Wendover*, ii, ed., Howlett, 1887, p. 309; *CM*, iii, pp. 491, 494-5, 525 (William de Valence); *CM*, iv, p. 172 (Richard, Abbot of Evesham), *AM*, ii, p. 407 (Aymer de Valence); *Gervase of Canterbury*, ii, ed., Stubbs, W., 1880, pp. 186-201

(Boniface of Savoy).

- 92) 第7, 8, 18条。
- 93) 上記注21参照。
- 94) 国王や世俗諸侯が判決の結果課した罰金を後日免除する例は他にもみられる。
- 95) 第13項では教会の財産所有権がカノンに従っていることを主張している。
- 96) *CM.*, v, 359-60; *C & S*, p. 468.
- 97) *SR*, i, pp. 6-7.
- 98) その命令は *Cal. Pat. Rolls, 1247-58*, p. 229に収録されている。公表の記録は例えば, *AM*, i, pp. 320-1 にロンドンとリンカン宛のものがある。他にも, *BL, Cotton, Galba, E. iv, fo. 57v.*
- 99) *Reg. Inn. IV*, no. 8070, 30 Sep., 1254.
- 100) 1256年11月8日。 *CM.*, vi, p. 332.
- 101) *C & S*, pp. 474-5.
- 102) *CM.*, v, p. 621, vi, pp. 531-2; Hoskin, 'The Church and the King', pp. 196-7.
- 103) *AM.*, i, p. 404; *C & S*, pp. 535-6; Hoskin, *op. cit.*, p. 198.
- 104) *C & S*, pp. 537-9.
- 105) *C & S*, pp. 669-710; *CPR.*, 1258-66, pp. 152, 192, 197.
- 106) Hoskin, 'The Church', p. 200; *C & S*, pp. 684-5.
- 107) ヘンリが上記の宣言の際, 国王権を留保して, という条件を付けたことは彼が教会の上位性を認めつつも, 神から統治権を授与された者の責任と独自性を主張していると解し得る。

(本稿は科学研究費補助金基盤研究 (C) 課題番号18K01053による研究成果の一部である。)